

大東市では、新型コロナウイルス対策 マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) の利子補給を行います！

大東市では、新型コロナウイルス感染症により、経営安定に支障が生じている市内の小規模事業者の皆様を支援するため、日本政策金融公庫が行う「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置」による融資を受けたときに支払った利子を当初3年間全額補給します。

対象となる「新型コロナウイルス対策マル経」とは

【利用対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月間の売上高または過去6か月（最近1か月を含みません。）の平均売上高が前6年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある小規模事業者

（大東商工会議所の経営指導を受け、大東商工会議所会頭の推薦が必要）

【融資限度額】

別枠1,000万円（無担保・無保証人）

【金利】

特別利率F（令和6年4月1日時点は1.25%）より、当初3年間、▲0.5%引下げ

【返済期間】

運転資金 20年以内（据置期間5年以内）／設備資金 20年以内（据置期間5年以内）

【手続き・相談先】

大東商工会議所 中小企業相談所 電話：072-871-6511

大東市の利子補給制度の対象者

以下のすべてにあてはまる必要があります。

- ① 大東商工会議所の推薦を受け、日本政策金融公庫が行うマル経融資のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置を受けたものであること
- ② 市内で事業を営んでいること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 当該利子の全部について、他の制度による補給を受けている者でないこと

補給期間・補給額

借入後当初3年間、日本政策金融公庫に支払った利息の額

申請方法

大東商工会議所を通じて、毎年2月末までに前年の1月から12月に支払った利息の額について、利子補給金の交付申し込みが必要です。

【お問い合わせ先】

大東市産業・文化部産業経済室 電話：072-870-4013

大東商工会議所 中小企業相談所 電話：072-871-6511